

きしわだし 農業委員会だより

2026
vol.83



11月 大沢町

新年のごあいさつ

岸和田市農業委員会会長 谷口 敏信

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、つつがなく新年を迎えることとお喜び申し上げます。

平素から農業委員会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、一昨年6月の食料・農業・農村基本法の改正を受け、昨年4月11日には、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。

基本計画では、平時の食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしております。

都市農業においては、決して農地は大規模ではありませんが、地域の重要な資源である農地を持続的に確保・活用していくことが、農業委員会に課せられた大切な使命であると認識しております。

皆様には、農地利用の最適化等、地域計画実現のために、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年が皆様にとりまして幸多き年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。





挑戦を続ける農家の姿勢が実を結ぶ

黄綬褒章受章 木下良三さんインタビュー

長年にわたり軟弱野菜の栽培に取り組み、地域農業の発展に大きく貢献されてきた木下良三さん。

このたび、誠実な農業経営と長年の功績が評価され、黄綬褒章を受章されました。

「何十年も軟弱野菜を作り続けてきましたが、農業も時代に合わせて変わっていく必要があります」と語る木下さん。

令和3年には長年の農業仲間と合同会社を設立し、都市農地の貸借の円滑法を活用して、市街化区域内の生産緑地を借り受け、新たにぶどう栽培に挑戦しました。

ビニールハウスで育てたシャインマスカットやピオーネは、大きくて甘い房が特徴です。

昨年の夏からは、ほ場のすぐそばにある直売スペースでご家庭用として販売を始め、多くの方に喜ばれています。

「最初は不安もありましたが、新しい作物に取り組むことで、また違ったやりがいを感じています。都市の中でも農地を生かし、地域の皆さんに喜ばれる農業を続

けたいですね。」

最後に木下さんは、未来の仲間に向けてこんな言葉をくださいました。

「新しいことにチャレンジしたい方、ぶどう栽培に興味のある方は、ぜひ一緒に取り組んでみませんか。気軽に声をかけてください。」

地域の農業を支え続けながら、常に前を向いて挑戦を続ける木下さん。

その姿勢は、次の世代の農業者たちにも大きな勇気を与えています。



黄綬褒章とは

農業・商業・工業等の業務に精励し、他の模範となるような技術や実績を有する人に授与される名誉ある章です。



フ オ ト ニ ュ ー ス

🌸🌸 受賞おめでとうございます 🌸🌸

令和7年10月24日に大阪国際交流センターで開催された「令和7年度大阪府農業委員会大会」において、本市認定新規就農者の西野朱樹さんが「なにわ農業賞（新規就農者部門）」を受賞されました。

この表彰は、大阪府農業会議が実施しているもので、地域農業をリードし、大阪農業の発展や存在価値の向上に寄与している農業経営者をたたえるものです。

西野さんは、岸和田市4Hクラブの会長を務められた経験のほか、保育園や中学校での食育活動にも積極的に取り組み、その姿勢と実績が高く評価されました。

西野さんのこれからのますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。



市民農園（ユニバーサル農園）がオープンしました！

令和7年9月20日、稲葉町の市民農園用地にて「市民農園開設式典」が開催されました。

主催者である岸和田丘陵土地改良区を中心に、関係者約60名が参集し、新しい農園のスタートを祝いました。

農園には農業用の用水や駐車場が整備されており、子どもから高齢者まで幅広い年代の方が交流しながら農業体験を楽しめる環境となっています。

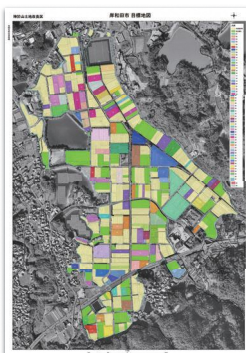
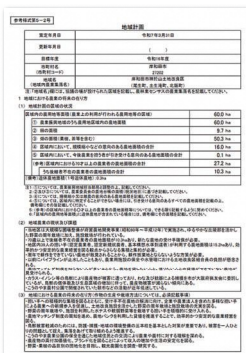
空き状況の確認や申込みについては、岸和田丘陵土地改良区事務局までお問合せください。



区画	面積	区画数	利用料 (年間)
①A区画	15㎡	16区画	8,400円
②B区画	30㎡	37区画	15,400円
③レイズドベッド (花壇)	約180cm×45cm	10台	2,400円

お問い合わせ先▶岸和田丘陵土地改良区事務局 TEL:072-447-5580

地域計画が策定されました



岸和田市では、これからの地域農業をどのように守り発展させていくかをまとめた「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」を、令和7年3月31日に策定しました。

この計画は、市内9地区で開催された座談会での意見や話し合いをもとに作成されたもので、地域の農業の将来像を示す内容となっています。

詳細につきましては、市のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

詳しくはこちらから▶<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/tiikikeikaku071202.html>





令和7年

岸和田市農業委員会

活動報告



全国農業委員会会長大会に参加しました

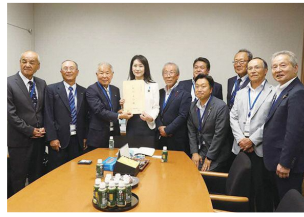


令和7年5月28日、LINECUBE SHIBUYA（東京都）で開催された令和7年度全国農業委員会会長大会に、谷口会長が出席しました。



当日は、全国各地から約1,800人の農業委員会会長らが参集し、現場の意見を積み上げた政策提案等が提案・決議されました。

大会終了後には、大阪府農業会議の分担のもと、決議された提案事項に基づく要請活動が実施されました。



本市からは、日本維新の会の遠藤敬議員、自由民主党の松川るい議員、同じく自由民主党の宮崎雅夫議員を訪問し、地域農業の現状や課題を踏まえた意見・要望を伝えました。



令和7年度 農地パトロールを実施しました



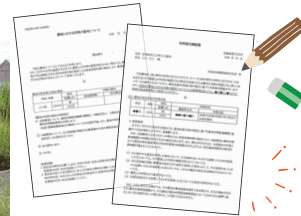
令和7年10月・11月に市内にある農地の農地パトロール（利用状況調査）を行いました。



農地パトロールの結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）に対しては、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行っています。

利用意向調査で農地中間管理機構への貸付の意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど遊休農地を放置している場合は、農地法に基づき農業委員会は中間管理機構へ貸付ける旨の協議勧告をすることとなり、この勧告を受けた遊休農地については固定資産税課税強化の対象となります。

お手元に利用意向調査が届いた方につきましては、回答期限までに必ずご回答をお願いします。



農業委員・最適化推進委員一覧

農地に関するご相談は、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局へご相談ください。

地区協議会		委員氏名	地区協議会		委員氏名	地区協議会		委員氏名
中央・土生郷	推	ヤブ 敷 清仁	東葛城・山滝		タニグチ トシノブ	山直上		タニフジ エイイチ
		ヨネモト タクミ			谷口 敏信			谷 藤 栄 一
	推	米本 巧			フジウラ イチロウ			サカタ マサユキ
有真香		カワサカ キョウアキ	南掃守	推	藤原 一郎	山直下	推	坂田 正行
		川阪 清秋		推	コヤマ フジヲ			ウエノ ヒトシ
		塚本 敏雄		推	小山 藤夫		推	上野 仁
		ツカモト トシヲ			マツバヤシ シゲル			クスモト タダヲ
八木・城北・春木		クレ コウイチロウ			松林 茂		推	楠本 忠雄
		久禮 広一郎			ヒガン アキヲ			ナガノ ムツヒロ
	推	ウエダ センゾウ		推	東 昭夫		推	永野 六博
	推	植田 善三			タガワ タカシ		推	クロカワ ハルユキ
		ウエダ イサヲ			田川 隆司			黒川 晴之
		植田 功			オオシマ コウイチ			
		イマモト カズナリ			大嶋 浩一			
		今本 一成			ハラ ヨシユキ			
		ニシムラ タカアキ			原 世志之			
		西村 孝昭			ミナミ カヨコ			
	推	タナカ タダヲ		推	南 加代子			
		田中 唯夫			フカイ マサキヨ			
				推	深井 正清			



雨にも負けず！ 岸和田市農業まつりに 参加しました

令和7年10月26日に開催された、第39回岸和田市農業まつりに、農業委員会も参加しました。

あいにくの雨でしたが、会場にはたくさんの方々が足を運んでくださり、にぎやかな一日となりました。

農業委員会のブースでは、農業や農地に関する相談を受け付け、地域の皆さんと交流を深めることができました。

ご相談くださった皆さま、ありがとうございました。



自然循環農業と品種研究の 現場を視察しました

令和7年11月21日、本市農業委員会では農業の先進的な取組を学ぶため、「杉・五兵衛」と「大阪府立環境農林水産総合研究所」を視察しました。

枚方市にある都市近郊型の杉・五兵衛は、江戸期から続く農家が、農地を守りながら収益を生む仕組みを昭和47年に確立させた自然循環多機能農園施設です。

付加価値のある園内作物を提供する古い酒蔵を移築した農家レストラン・体験農園・里山再生を組み合わせた好例から、魅せる農地整備のあり方や農地の公益的機能の発信

手法について学びました。

大阪府立環境農林水産総合研究所では、夏の高温など環境に適応した営農についてや、「水なす」「ぶどう」など地域農産物の品種開発などの取り組みについて説明を受けました。

また、現在農業大学校で学び、将来岸和田市内での就農を予定する2年生3名が紹介され、若手との交流を通じて農家協力による人材育成の有効性について理解を深めました。

今回の視察を今後の農業振興に活かしていきます。



令和7年度 大阪府農業 委員会大会に参加しました

令和7年10月24日、大阪国際交流センター（大阪府）で開催された令和7年度大阪府農業委員会大会に、本市の農業委員および最適化推進委員一同が出席しました。

大会では、府内各地域の農業委員が一堂に会し、持続可能な農業の推進に向けた議論や情報共有が行われました。

今回の大会では、次の3つの議案が提出され、いずれも決議されました。

- ・地域計画の実現に関する要請決議
- ・食料・農業・農村基本計画に基づく施策の

拡充に関する要請決議

・「農地を活かし、持続可能な大阪農業を創る運動」強化に向けた申し合わせ決議

また、会場ではなにわ農業賞の表彰のほか、女性委員による実践報告、コメ生産・流通の現状と課題をテーマとした基調講演などが行われ、多くの参加者が熱心に耳を傾けていました。

本市としても、今回の決議内容を踏まえ、地域農業の発展と農地の適正管理に一層取り組んでまいります。



お知らせ一覧

全国農業新聞購読のご案内

全国農業新聞は1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として、常に、より「見やすい」「分かりやすい」新聞を目指して編集・発行されています。

ぜひ情報収集のツールとして全国農業新聞をご購読ください。

農業委員会で受付している主な各種申請・届出について

■農地法第3条許可申請

農地や採草放牧地を「農地として使う権利」を他人に与える場合の許可申請です。

(例:農地を農地として売る・貸す)

■農地法第4条許可申請

農地の「転用」(農地を農地以外の用途に変えること)を自分で行う場合の許可申請です。

■農地法第5条許可申請

農地の「転用」を伴って、他人に売ったり貸したりする場合の許可申請です。

■農地法第4条・第5条届出

市街化区域内にある農地の場合は、原則として許可ではなく届出が必要です。

(ただし生産緑地に指定されている場合や、貸借権等が設定されている場合は、届出を受理できません)

■農地法第18条6項の通知

農地法第3条または農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借契約期間中に、何らかの理由で農地の貸し手と借り手が合意解約をした場合に行う通知です。

■農地法第3条の3第1項の届出

相続等によって農地法の許可を受けずに農地を取得した場合に必要な届出です。

必要書類、申請書類の提出期限および交付日等の詳細については、事前に農業委員会までお問い合わせいただくか、農業委員会のホームページをご覧ください。

農業委員会で発行している証明について

■耕作証明

この証明は、主に他市で農地を取得または貸借する際に、当該農地を管轄する農業委員会に提出するためのものです。

発行対象となるのは、下記の①～③の条件をすべて満たす方です。

- ①岸和田市に在住している
- ②岸和田市を含む大阪府内の農地をすべて耕作している
- ③貸借の場合、農地法第3条または市・農地中間管理機構を介して正式に貸借契約を結んでいる(口約束の貸借は発行対象外です)

大阪府内の他市にある農地については、その市の農業委員会に現地調査を依頼し、回答を確認したうえで証明するため、発行までにお時間を要します。また、現地調査の結果、農地の利用状況によっては証明を発行できない場合があります。

■農業従事証明

都市計画法第29条第1項第2号に規定する農家住宅や、都市計画法施行令第20条第2号の農業用倉庫を建設する際に、建築指導課へ提出するために必要な証明です。

■生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

生産緑地法第10条の規定に基づき、都市計画課で買取りの申出を行う際に必要となる書類です。

主たる従事者が死亡または故障(病気やけが等により農業従事が不可能になった場合)の際に発行します。

■農地転用事実の証明書

過去に農地転用の許可または届出の受理を行った案件について、許可書または受理通知書を紛失された場合に発行する証明です。

必要書類、発行手数料、申請書類の提出期限および交付日等の詳細については、事前に農業委員会までお問い合わせいただくか、農業委員会のホームページをご覧ください。

農業者年金の加入促進を行っています

農業委員会では、農業者の皆様がより豊かに老後生活を過ごすことが出来るよう、新規加入者獲得に向け普及推進を行っています。

一定の要件を満たす農業の担い手には保険料の国庫補助あり、月額保険料2万円のうち1万円から4千円の国庫補助を受けることができます。掛け金や支給額などで説明が必要な場合は、お気軽にお問い合わせください。

農地を相続したら、届出と登記をしましょう!

農地を相続したときは、その農地の所在地の農業委員会に届出をする義務があります。

また、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことにより、相続を知った日から3年以内に登記する必要があります。

相続登記を行わないまましていると、権利関係が複雑になってしまい、手続きがスムーズに行えない可能性があります。

手続きについてはお近くの法務局や、専門家である司法書士等へご相談ください。

令和7年 農地の賃借料情報

当市で把握している、令和6年1月から令和7年6月に告示が行われ新規契約された岸和田市内の賃借料情報は下記のとおりです。

この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、「この金額以上・以下でないといけない」等の拘束力はありません。農地の賃借料は貸し手・借り手で協議を行ったうえ決定しますので、「平均額くらいで借りたい」「〇〇円以上で貸したいが、平均と比べて高いだろうか?」というようなあくまでご自身の希望額を記入する際の判断材料のひとつとしてご活用ください。

令和6年1月から令和7年6月に契約された市内の年間賃借料

	件数	平均額
田として利用	6件	29,200円
畑として利用	58件	36,200円

(10アールあたり:円)

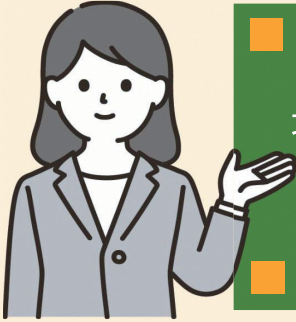
※特殊な事情により高価や安価で契約されたものは除いています。

※金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

農地転用許可申請を予定しているみなさまへ

事前に

地域計画からの除外が必要です



地域計画の策定に伴い、農地転用許可申請の前に地域計画から当該農地を除外する手続きが必要となりました。
除外手続きには一定の期間を要しますので、
余裕を持ったスケジュールで相談・申請をお願いします。

Q なぜ、地域計画からの除外が必要なの？

A 地域計画は、農地の効率的かつ総合的な利用を図ることを目的に策定しているため、農業用以外の利用を目的に農地転用を行う場合は、その影響を考慮し、地域での話し合いを踏まえて区域から除外する必要があります。

Q 農地が地域計画に含まれているかの確認はどこにしたらいいの？

A 当該農地がある市町村の地域計画担当部局か、市町村ホームページよりご確認ください。

Q どのようにしたら地域計画から除外できるの？

A はじめに農地転用許可と農振除外の見込みを担当部局に確認します。
見込みが確認できてから、地域計画担当部局に地域計画からの除外についての申請を行い、以下の条件を満たした場合、除外が可能となります。
・地域の「農地の効率的かつ総合的な利用」に影響を及ぼさない農地であること。
・地域の協議の場にて、当該農地を除外することに合意が得られること。

その後、市町村が協議の場での結果を踏まえた地域計画を策定し、公告・縦覧などの手続きを経て除外手続きが完了となります。

Q 除外手続きにはどれくらい時間がかかるの？

A 地域の事情により異なりますので、当該農地がある市町村の地域計画担当部局にご確認ください。
地域計画からの除外が完了してから、農地転用許可の申請を行ってください。

Q 地域計画から除外できたら農地転用が許可されるの？

A 地域計画から除外された場合でも、農用地区域からの除外や農地転用許可を約束するものではありません。





その話、本当に大丈夫ですか？

～大切な農地を守るために～

「格安で農地を整備します」「一時的に工事の土砂を置かせてほしい」といった話を持ちかけられ、結果的に産業廃棄物やゴミを不法に投棄されたり、残土を積まれてしまう被害が全国的に問題となっています。

中には、「農作業に使うだけ」と説明して契約を結び、実際には契約相手ではない人が資材や車両を置き始めて農地がヤード化してしまう悪質な事例もあります。



「自分の土地」でも、農地法の許可が必要です

「自分の土地だから自由に使っていい」と思われがちですが、農地は食料を生産するための特別な土地として法律で保護されています。

そのため、たとえ所有者ご本人であっても、農地を宅地や駐車場、資材置場などに転用する場合は、農地法第4条（自己転用）または第5条（権利移動を伴う転用）の許可申請または届出を行わなければなりません。許可を受けずに転用すると法律違反となります。

農地造成や一時的な利用であっても、農地法の許可が必要な場合がありますので、事前に農業委員会に相談してください。

無許可転用や不法投棄には厳しい罰則があります

無許可で農地を転用したり、廃棄物を投棄した場合には、次のような罰則が定められています。

農地法違反

無許可で農地を転用した場合



3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

不法に廃棄物を投棄したり、残土を埋め立てた場合



5年以下の拘禁刑または1,000万円以下の罰金
(法人は3億円以下)
※両方が併科される場合もあります。

さらに、違反行為が発覚した場合には、土地を元の農地の状態に戻す「原状回復」や撤去費用を土地所有者が負担しなければならないケースもあります。

トラブルを防ぐために

「一時的だから」「みんなやっているから大丈夫」といった誘いにはくれぐれもご注意ください。

周りの農地に悪影響を及ぼす可能性があり、周囲とのトラブルにつながるおそれがあります。

大切な農地を守るため、安易な貸し出しや口約束は絶対に行わないでください。

岸和田市農業委員会

〒596-8510 (専用郵便番号) 岸和田市岸城町7番1号

直通番号 072-423-9704, 9699 F A X 072-430-2272

開庁時間 ★月曜日から金曜日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始除く) 9:00～17:30